防災地域建設委員会資料

１　条例案（１件）

第 115 号議案　島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（関係分）　・・・・・・ 1

２　予算案（５件）

令和８年度島根県企業局９月補正予算案　・・・・・・ 2

- 第 105 号議案　令和８年度島根県電気事業会計補正予算（第１号）
- 第 106 号議案　令和８年度島根県工業用水道事業会計補正予算（第１号）
- 第 107 号議案　令和８年度島根県水道事業会計補正予算（第１号）
- 第 108 号議案　令和８年度島根県宅地造成事業会計補正予算（第１号）
- 第 93 号議案　令和８年度島根県一般会計補正予算（第４号）［関係分］

３　報告事項

⑴　江津高野山風力発電所の民間企業への譲渡について　・・・・・・ 7

⑵　尾原ダム水力発電施設設置・運営事業に係る基本協定の締結について　・・・・・・ 9

⑶　安来市切川地区工業用地造成事業（１工区）造成工事の契約について　・・・・・・ 10

令和８年１０月１日・２日

企 業 局

【第 115 号議案】

令和８年 10 月１日・２日
防災地域建設委員会資料
企　　業　　局

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（関係分）

１　提案理由

人事委員会の報告の趣旨並びに一般職の職員の給与に関する法律及び職員の給与に関する条例の改正を踏まえ、企業局職員及び病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。

２　改正の概要（企業局関係分）

⑴　月例給与（給料及び地域手当）の水準が、地域別最低賃金に相当する額を下回る場合にその差額を補填する「第２種初任給調整手当」の新設

⑵　⑴に伴う規定の整備

・　既存の「初任給調整手当」の名称を「第１種初任給調整手当」に改正

第１種初任給調整手当：特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給（企業局においては、現在支給実績なし）

・　その他規定の整備

３　施行期日等

公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

令和８年10月１日・２日
防災地域建設委員会資料
企業局

令和８年度島根県企業局９月補正予算案

Ⅰ．企業会計予算

１．電気事業会計【第105号議案】

収益的収入及び支出

（単位：千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
電気事業収益	4,473,452	442	4,473,894		資料５
営業収益	4,342,359	0	4,342,359		１頁
水力発電電力料	3,527,055	0	3,527,055		
風力発電電力料	532,578	0	532,578		
太陽光発電電力料	275,474	0	275,474		
その他営業収益	7,252	0	7,252		
財務収益	15,204	0	15,204		
事業外収益	115,889	442	116,331	・一般会計補助金（児童手当）442	
電気事業費用	3,181,104	8,176	3,189,280		１頁
営業費用	2,812,719	8,307	2,821,026	・人件費　8,307	
財務費用	57,944	0	57,944		
事業外費用	308,441	△ 131	308,310	・消費税納付額　△131	
予備費	2,000	0	2,000		
当期損益	1,268,531	△ 7,865	1,260,666	（消費税除く）	

資本的収入及び支出

（単位：千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
資本的収入	526,176	0	526,176		
企業債	481,676	0	481,676		
投資回収金	4,500	0	4,500		
補助金	40,000	0	40,000		
資本的支出	2,733,435	0	2,733,435		
建設改良費	219,317	0	219,317		
企業債償還金	1,598,118	0	1,598,118		
繰出金	911,000	0	911,000		
予備費	5,000	0	5,000		
収支差	△ 2,207,259	0	△ 2,207,259		

２．工業用水道事業会計【第106号議案】

収益的収入及び支出

（単位:千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
工業用水道事業収益	298,236	△ 238	297,998		資料５
営業収益	247,465	0	247,465		17頁
給水収益	247,187	0	247,187		
その他営業収益	278	0	278		
営業外収益	50,771	△ 238	50,533	・一般会計補助金（児童手当）△229	
				・消費税還付金　△9	
工業用水道事業費用	329,126	△ 4,125	325,001		17頁
営業費用	309,751	△ 4,125	305,626	・人件費 △4,125	
営業外費用	19,375	0	19,375		
当期損益	△ 61,706	3,887	△ 57,819	（消費税除く）	

資本的収入及び支出

（単位:千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
資本的収入	336,057	0	336,057		
企業債	251,300	0	251,300		
長期借入金	36,357	0	36,357		
補助金	48,400	0	48,400		
資本的支出	414,654	0	414,654		
建設改良費	339,067	0	339,067		
企業債償還金	71,087	0	71,087		
長期借入金償還金	4,500	0	4,500		
収支差	△ 78,597	0	△ 78,597		

３．水道事業会計【第107号議案】

収益的収入及び支出

（単位:千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
水道事業収益	2,400,316	1,470	2,401,786		資料５
営業収益	2,061,532	0	2,061,532		33頁
給水収益	2,060,356	0	2,060,356		
その他営業収益	1,176	0	1,176		
附帯事業収益	27,517	0	27,517		
営業外収益	311,267	1,470	312,737	・一般会計補助金（児童手当）1,470	
水道事業費用	2,564,645	△ 36	2,564,609		33頁
営業費用	2,348,535	△ 55	2,348,480	・人件費 △55	
附帯事業費用	14,715	0	14,715		
営業外費用	201,395	19	201,414	・消費税納付額 19	
当期損益	△ 202,577	1,524	△ 201,053	（消費税除く）	

資本的収入及び支出

（単位:千円）

科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
資本的収入	348,673	0	348,673		
企 業 債	330,200	0	330,200		
補 助 金	18,473	0	18,473		
資本的支出	1,062,740	△ 9,886	1,052,854		資料５
建設改良費	411,092	△ 9,886	401,206	・人件費　△9,886	34頁
企業債償還金	644,313	0	644,313		
補助金返還金	7,335	0	7,335		
収支差	△ 714,067	9,886	△ 704,181		

４．宅地造成事業会計【第108号議案】

収益的収入及び支出

（単位：千円）

科　　目	補正前の額	補 正 額	計	概　　要	予算に関する説明書
土地造成事業収益	1,319,946	0	1,319,946		
営業収益	1,316,502	0	1,316,502		
宅地売却収益	205,319	0	205,319		
その他営業収益	1,111,183	0	1,111,183		
営業外収益	3,444	0	3,444		
土地造成事業費用	1,298,409	0	1,298,409		
営業費用	1,296,840	0	1,296,840		
営業外費用	1,569	0	1,569		
当期損益	21,537	0	21,537		

資本的収入及び支出

（単位:千円）

科　　目	補正前の額	補 正 額	計	概　　要	予算に関する説明書
資本的収入	2,287,389	120	2,287,509		資料５
企業債	430,600	0	430,600		49頁
長期借入金	153,921	0	153,921		
補助金	274,680	120	274,800	・一般会計補助金（児童手当）120	
造成事業収入	1,428,188	0	1,428,188		
資本的支出	2,294,849	△ 17,090	2,277,759		
土地造成費	2,134,537	△ 17,090	2,117,447	・人件費　△17,090	49頁
企業債償還金	160,312	0	160,312		
収支差	△ 7,460	17,210	9,750		

Ⅱ．一般会計予算【第93号議案[関係分]】

（単位:千円）

歳入・歳出別	科　　目	補正前の額	補正額	計	概　　要	予算に関する説明書
歳入						
	繰入金	911,000	0	911,000		
	電気事業会計繰入金	911,000	0	911,000		
歳出						
	諸支出金	453,984	1,803	455,787		
	公営企業貸付金	191,562	0	191,562		資料1
	公営企業補助金	262,422	1,803	264,225	・電気事業補助金 442 ・工業用水道事業補助金 △229 ・水道事業補助金 1,470 ・宅地造成事業補助金 120	81頁

令和８年 10 月１日・２日
防災地域建設委員会資料
企　　業　　局

江津高野山風力発電所の民間企業への譲渡について

１．江津高野山風力発電所の概要

・ 所在地　江津市二宮町、敬川町、千田町
・ 施　設　最大出力 2,300kW×９基
　　（うち1基は増速機が故障し、修理費用の回収が見込めないため令和7年1月から休止）
・ 平成21年2月運転開始／建設事業費 63 億円

２．民間譲渡に向けた経緯

・ 本事業の令和7年度末までの純利益累計は9．9億円に上るが、修繕関連費用の増加が見込まれるため、FIT 適用終了（令和11年4月）後は、撤去のうえ事業終了する方針であった。
・ 一方で、全国的には民間事業者へ譲渡する動きもあり、再エネ施設の有効活用、脱炭素化の推進、利益を活用した地域振興の観点から、単に事業終了とすることなく、民間事業者への事業譲渡を検討

３．民間譲渡の公募に向けた対応

（1）土地所有者（地権者）、地元への説明
・ 地権者（53 名）へ民間譲渡の説明を実施し、書面での合意を取りまとめ中
・ 周辺自治会（5地区）全世帯にアンケートを実施し、意見を聴取
○アンケート概要（配布数 1,753 件、回答数 658 件、回答率 37％）
① 民間事業者への事業譲渡の意向について
　賛成 47％、反対 15％、どちらでもない 38％
② 民間事業者が運営することに対する不安について（複数回答可）
　民間事業者の経営破綻・撤退リスクや、地域貢献の継続への不安等

（2）民間事業者へのヒアリング
・ 譲渡の可能性、最終的な事業収支を見極め、最適な譲渡時期の把握のため民間事業者4社へヒアリングを実施

（3）民間譲渡と事業終了する場合の収支比較
・ 民間事業者へ譲渡する場合の最終的な事業収支は、FIT 適用期間終了時に事業終了した場合を上回ると試算

４. 企業局としての方針

地域の意向を踏まえ、民間企業へ譲渡することが経営上有利と判断し、可能な限り早期の譲渡に向けて公募を行う。

なお、住民アンケートで把握した意見を考慮して、事業の安定性や地域貢献の継続性の確保を要件化した公募条件を定める。

５. 公募の概要

入 札 方 式：一般競争入札（価格競争）
入 札 公 告：令和8年10月上旬
開　札　日：令和9年 1月上旬
譲渡予定日：令和9年 9月 1日
そ　の　他：入札にあたっては、事業計画書・収支計画書等の提出を求め、あらかじめ公募条件を満たすか審査する。

江津高野山風力発電所（東側から撮影）

令和８年10月１日・２日
防災地域建設委員会資料
企　　業　　局

尾原ダム水力発電施設設置・運営事業に係る基本協定の締結について

企業局は、本年２月に事業候補者として特定されていた「尾原ダム水力発電施設設置・運営事業」について、７月 28 日、尾原ダムを管理する国土交通省中国地方整備局と発電施設の設置及び運用に関する基本的事項を定めた基本協定を締結した。

基本協定では、事業の期間及び整備運営に関する内容のほか、ダム管理費等に係る費用負担などを定めている。

１．水力発電施設の概要

- 所　在　地　　島根県雲南市木次町平田
- 発電想定規模　　999ｋＷ（最大出力）
- 工事着工予定　　令和 10 年（2028 年）11 月
- 運転開始予定　　令和 13 年（2031 年）　３月

尾原ダム（黄色印箇所が発電所建設予定地）

２．事業の趣旨

- 本事業は、尾原ダムの未利用の水力エネルギーを有効活用するため、新たに発電所を建設し、再生可能エネルギーの活用によるカーボンニュートラルの推進と、地域振興を図るもの
- 企業局は、「取組の全てを、地域への貢献と県民サービスへ還元」～公共の福祉に最大限寄与～ をコンセプトに、地域と連携しながら、水源地域等の振興に取り組む

（取組内容）

①地元（雲南市・奥出雲町）への交付金
　：尾原ダム水源地域ビジョンに基づく地域の取組を支援

②斐伊川水道料金低減
　：３水系（飯梨川・斐伊川・江の川）の中で最も料金の高い斐伊川水道の価格抑制

③電気事業の利益活用
　：県民サービスへの還元（再エネ導入の支援）

④災害等非常時における水源地域への貢献
　：避難所等の施設へのソーラー充電器の配備

など

３．事業のスケジュール

項　目	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
実施設計					
基本協定締結	国と協議・締結				
地域振興に係る覚書締結	雲南市・奥出雲町と協議・締結				
河川法上の申請・許可					
ＦＩＴ申請・認定			３月認定（R9 年度で FIT 認定終了）		
発電所建設工事			発電設備・土木・水圧鉄管工事		

令和８年10月１日・２日
防災地域建設委員会資料
企　　業　　局

安来市切川地区用地造成事業（1工区）造成工事の契約について

（１）計画の概要

・造成面積：約22.2ha
・事業期間：令和７年度～令和12年度
・事 業 費：約75億円

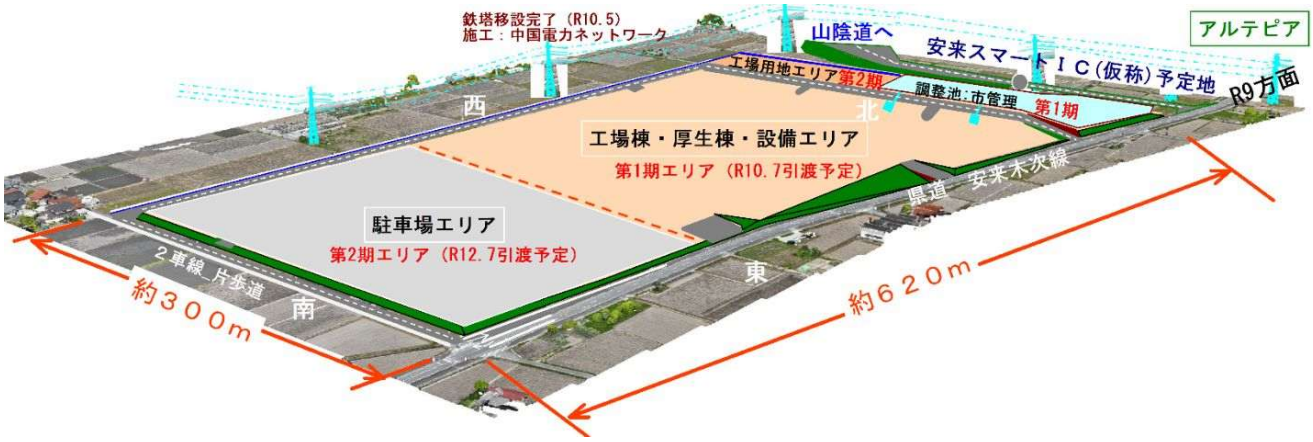

（２）全体スケジュール

令和10年７月に１工区、令和12年度に２工区を引渡す予定で、造成工事を進める。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
詳細設計等							
用地買収					鉄塔敷地等		
補償移転				電柱・水道			
開発行為等手続			1/30 許可				
準備工事			仮設道設置・残土受入				
造成工事(1 工区)	≪1期エリア≫				引渡		
造成工事(2 工区)	≪2期エリア≫						引渡

（３）契約の概要

工事名	安来市切川地区工業用地造成事業（１工区）造成工事		
主な工種	地盤改良砂杭工N＝7,000本、大型水路工L＝286m		
契約日	令和8年9月18日	工期	令和8年9月19日～令和10年3月24日
契約金額	1,166,000,000円		
受注者	松江土建・平井建設 特別共同企業体 （代表者）松江土建株式会社（松江市学園南2丁目3-5） （構成員）平井建設株式会社（安来市安来町763-3）		

※本契約は地方公営企業法第40条「地方自治法の適用除外」により議決を要しない。

（４）工事の実施状況

・７月から安来道路４車線化工事の残土を搬入中　（写真参照）

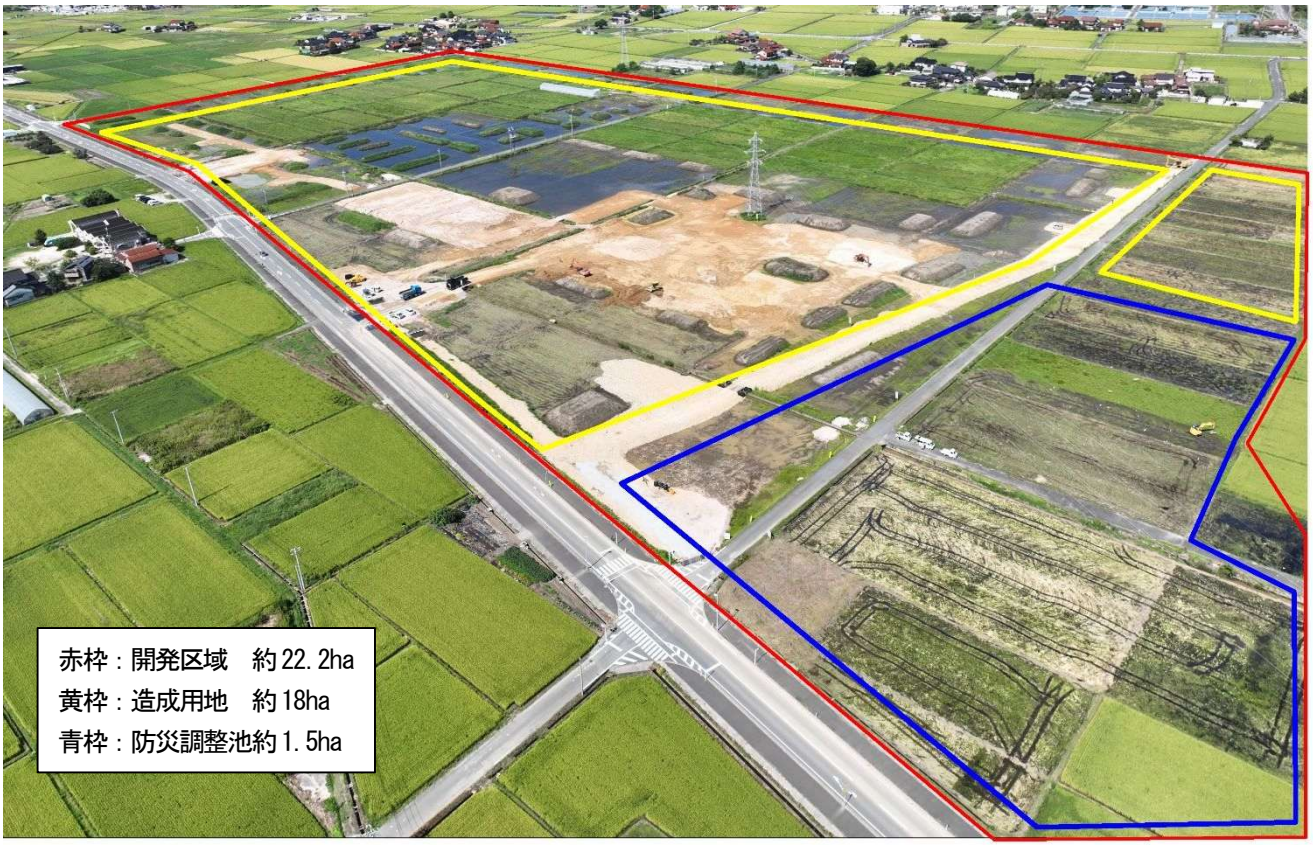

【参考】

・地方公営企業法

（地方自治法の適用除外）

第40条　地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第96条第１項第５号から第８号まで及び第237条第２項及び第３項の規定にかかわらず、条例又は議会の議決によることを要しない。

・地方自治法

第96条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

５　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（議会の議決に付すべき契約）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格５億円以上の工事又は製造の請負とする。